

大阪市障がい者就業・生活支援センターについて

○ 大阪市障がい者就業・生活支援センター（以下、センター）の概要

- ・障がいのある方への職業生活における自立を図るため、雇用・保健・福祉・教育等の地域の関係機関との連携のうえ、障がいのある方の就業面・生活面における一体的な支援及び職場定着支援を行っている。
- ・大阪市内では、7か所のセンターを配置し、身近な地域で支援を受けられるようにしている。
- ・東部センターと同一の場所には市域全域を管轄する中央センターを設置し、精神及び発達障がい者コーディネーターを配置するとともに、各地域センターと連携して支援をしている。
- ・また、平成27年度より、東部センター（中央センター）を除く6センターの就労支援員を1名ずつ増員して、支援体制の強化（各センターの就労支援員を3名体制にする）を図る予定である。

【各センター事業の区割りについて(平成21年4月1日より)】

圏域の名称	圏域の構成区	支援拠点の名称
東部	北区・中央区・天王寺区・東成区・生野区	東部地域障がい者就業・生活支援センター
淀川	西淀川区・淀川区・東淀川区	淀川地域障がい者就業・生活支援センター
北部	都島区・旭区・城東区・鶴見区	北部地域障がい者就業・生活支援センター
西部	福島区・此花区・西区・港区・大正区	西部地域障がい者就業・生活支援センター
中部	浪速区・阿倍野区・西成区	中部地域障がい者就業・生活支援センター
南西部	住之江区・住吉区	南西部地域障がい者就業・生活支援センター
南部	東住吉区・平野区	南部地域障がい者就業・生活支援センター

下記のと通りの区割りとなります(中央センターと東部センターは同一場所)

